

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第91号

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「補助活動を実施しようとする日の14日前の日」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日又は土曜日でない日）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 4月1日から6月30日までの間に行う補助活動に係る申請 3月15日
- (2) 7月1日から9月30日までの間に行う補助活動に係る申請 5月31日
- (3) 10月1日から12月31日までの間に行う補助活動に係る申請 8月31日
- (4) 1月1日から3月31日までの間に行う補助活動に係る申請 11月30日

第7条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第18条第1項の規定による報告は、補助活動が終了した日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

第1号様式、第2号様式注以外の部分、第3号様式及び第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日から平成30年4月30日までの間に行うこの規則による改正後の京都市人権啓発活動補助金交付規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項に規定する補助活動（以下「補助活動」という。）に係るこの規則による改正前の京都市人権啓発活動補助金交付規則第5条第1項の規定による申請があった補助金については、なお従前の例による。

3 平成30年5月1日から同年6月30日までの間に行う補助活動に係る申請に関する改正後の規則第5条第1項第1号の適用については、同号中「3月15日」とあるのは、

「4月15日」とする。

(文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課)